

# おんが

発行所 役場  
 編集 村務課  
 遠賀 遠賀 遠賀 遠賀  
 印刷所 印刷所  
 冷牟田印刷合資会社

## 議会だより

今後議会活動の状況等について、機会ある毎に皆様にお知らせしたいと思えます。今回は遅くなりましたが議会構成の状況と、新議会が発足以来現在までに討議の焦点となった案件、或いは議決により執行に移されている政策等の概要を記し御参考になります。

### 議会構成

議長 柴田貫蔵  
 副議長 有吉茂也  
 常任委員会委員長 中村嘉六  
 総務財政委員会

委員長 中村嘉六  
 副委員長 池浦順一  
 委員 有吉茂也  
 柴田 涼

民生文教委員会  
 委員長 仲野馨  
 副委員長 近松康義  
 委員 柴田アキ  
 柴田 貫蔵  
 旗生 重巳

### 土木経済委員会

委員長 重広 新  
 副委員長 毛利 善夫  
 委員 秦 宝一  
 松井 清  
 矢野 速雄

### 特別委員会委員長名

#### 産炭地振興特別委員会

委員長 有吉 茂也  
 副委員長 中村 嘉六  
 委員 柴田 涼  
 高崎 重徳  
 毛利 善夫

### 都市合併促進特別委員会

委員長 池浦 順一

副委員長 高崎 重徳  
 委員 柴田 貫蔵  
 重広 新  
 中村 嘉六  
 仲野 馨

### 学校建築特別委員会

委員長 仲野 馨  
 副委員長 重広 新  
 委員 矢野 速雄  
 松井 清  
 近松 康義

## 議会活動の経過

### 一、島門小学校防音校舎

#### 改築工事

前議会において取上げられ推進中であつた本問題も漸く実を結び、三十八年より三十九年継続事業として決定した。

八月八日入札が行われ本工事は福岡市八千代工業が落札。附帯工事は進興設備、東京カーテン、ウオール工業がそれぞれ落札。本年度工業費は約三三六〇万円で約九割補助事業であり九教室が三月迄に完成する。尚工事の三カ月には互ることば、教育効果の上からも望ましくないので、二カ月に短縮されるよ

う中央と折衝中であり明るい見通しである。

### 二、遠賀中学校防音校舎改築工事

私共の大事な子弟の基礎教育の仕上げと、進学期を控え大切な時期に、爆音により勉学を阻害されている事実は放置出来ない問題である。乏しい村財政ではあるが三十九年度事業として是非取上げられる様新たに促進運動を展開している。

### 三、し尿処理施設組合設立

昨年来からの懸案であつた。し尿処理問題については、中間市、遠賀郡を以って一部事務組合を設立し、共同処理に當ることとなり、五月に認可発足した工法については「清化法」総工費約一億四千万円、業者は住原工業を選定し、現在工事を急いでいる。

### 四、行政事務改善事業

役場内の事務能率と村民へのサービス等の改善のため本年四月から之が第一次改善として

- 1 窓口事務の統合
- 2 文書の集中管理

を主眼に附随して庁舎の改造、組織の改善、住民相談室の設置等行なつた。相談室については、村政一般に対する相談苦情、陳情等があれば受付を通じて相談室で応接し、記録は村長の閲覧に供し、即決出来ぬ事案に対しては約束日迄に必ず回答する様運営している、気軽に御利用願

いた。  
 第二次改善として「税の集合徴収」を研究する予定である  
 五、都市合併促進について

前議会においても都市合併研究特別委員会を設置し、郡連合会を組織して五市との同時合併を働きかけて来たが、五市の内部事情等が災いして実を結ばなかつた。去る七月十五日北九州市長同市正副議長と郡の四議長とで本問題に対する懇談会が持たれた結果、北九州市としては四十年まで市(議員任期中)に気運を盛り上げて合併の目処をつけ、四十二年(郡議員の任期)には吸収合併したいとの意向もあり、大局的に将来の本村の経済開発と住民の福利を考えた場合、また北九州市としても新しい都市計画の一環として、遠賀郡域を必要とすることは必ずである。  
 以上のことから早急に本問題を促進する要が起り、七月の臨時議会で都市合併促進委員会の設置を議決し、状勢の分析と共に近日中に郡連合会を発足させる運びとなっている。

### 六、産炭地振興対策

打続く炭界不況により閉山した三菱新入鞍手坑の本村に与えた影響は大きく、鉱産税その他の税収の減、失業人口の激増と生活保護世帯の急増、またこれに附随して起る有形無形の行政対策に対して議会に於ても産炭地振興特別委員会を設置し、この地域の振興対策を検討している。炭坑跡地については一括村が譲受け、工場等の誘致に努めると共に産炭地振興事業団と提携して、これが開発に全力を注いでいる。

(次頁へ続く)

現在硬炭山跡を事業団に売却し、事業団はこの硬炭で対岸の浅木と中底井野の陥落地を埋め、二年以内に工場を誘致する計画である。旧社宅跡の二区、三区については西日本工業クラブ、その他を通じて業界のPRに努めているが、事業団の計画と相俟ってこの地域一帯約十万坪の工場団地を企図している。鞍手郡古月地区には既に九州モールド工場が操業中であり、虫生津にも新西工業の進出がほぼ決定した。

**七、虫生津水道事業**

虫生津一帯の水質は極めて悪く、従来炭坑が給水事業を行っていたが、閉山によりこれを放棄出来ないで、五月一日より水道事業を村に移管し経営中である。三菱とは契約により炭坑の責に帰する全ての施設を完備し引継いでいるが、給水範囲が鞍手町古月地区を含むので同町との一部事務組合を設置して、共同処理するため再三協議会を持って検討中であり、近く認可の運びとなる見込み。

**八、炭坑離職者緊急就労対策事業**

これも炭坑の閉山により起きた事業である。三十七年度から始め、現在二十一名が就労しており、三十九年度までに山手線道路の拡幅工事が完了の予定である。

総延長約四、四〇〇米（若松一干代丸間）幅員六、五米補助率八〇割

**九、芦屋鉄道跡地の県道移管**

芦屋線跡地は芦屋町と当村で私下を受けている。これを県道に移管するよう県と交渉中であるが、県も一時に多額の経費負担は困難であるので防衛道路としての防衛庁で一部負担されるよう中央と折衝中である。これが実現すると、前述の山手線或いは県道広渡黒山線等と相俟ってバス運行も可能となり、村北西部の開発に有力な手掛りを生ずると考えられる。

**十、農業構造改善事業**

懸案であった本事業も指定地域となり本年度が調査期間であるが、村内各層から広く人材を求めて推進協議会が持たれ事業計画についての検討が進められている。将来の都市計画或いは国の治水防除計画等と併行して、抜本的農業政策として重要な政策の一つである。

**十一、遠賀川駅前の美化について**

前議会において遠賀川部落から請願のあった駅前水路の整備については、村の玄関口の美化とも関連して、関係部落の意向もきき慎重に検討中である。

現在の水路は浚渫して測溝とし、道路を拡張し緑化する意見が強く、上流の排水問題については農業構造改善事業等と関連して別途計画する予定である。

**十二、西川改修工事と埋立地**

臨鉦法に基く西川改修工事は第一期工事を終り近く第二期工事が始まるが、これが完成すると鞍手町木月橋から河口までの浚渫がなされ、西川排水は相当の改善が期待される。またこの廃土を役場裏に埋立中であり、約四町歩の埋立が造成され将来の村の中心街として発展が約束されている。

**十三、米軍射撃場の撤廃と基地の撤去運動**

八月六日に尾崎の民家にジェ

ット機による機関砲が誤射された事件は、住民の生命を脅かす重大な問題であり、又この危険性と騒音が、本村北部地域の開発を阻害している一大原因であることを考え合せ、八月八日の臨時議会で関係官庁並びに米軍に対し、射撃演習の即時中止と撤去を求めることを議決、直ちに抗議文を發した。県議会においてもこの陳情が採択され検討が進められている。中央政府においても緊急に関係者の協議がなされ、村長並びに議長等が上京して実情の説明と今後の善処方を要望した。

**十四、交通信号機の設置**

国道三号線の交通量の激増と交通事故の多発から、遠賀川駅に交通信号機が設置された。これによって運転者の注意を喚起

**役場事務の改善について**

本村では四月一日から役場内の事務組織を改善し、従来各課にあった皆様の基本的事項を記載したいろいろの台帳を統合して、窓口業務を一元的に処理するため住民課を新設し住民係を設けました。

そこで村民皆さまの各種届出、異動手続その他証明等はすべてこの「住民係」で取扱いますから、ほとんどの用事はこの係で達せられることとなります。これらの届出とか証明等はすべて「住民登録」を基礎として事務処理する仕組みになっていますから、「住民登録」がしてなかったり住所や世帯主、世帯人員が実際とちがっていると事務処理上いろいろ不都合を生じたり、手続きが出来ないことがあり

し事故が絶滅することを望んでいる。  
**十五、町制施行に関する調査について**  
昭和四年に遠賀村が誕生して以来、来年で満三十五周年を迎えるが、商工業者その他から町制施行についての要望もあるもので、議会としてもこれは是非について研究することになり、総務財政委員会に付託されている。

**十六、その他**

①交通量の激増から事故を防ぐため、本年駅前国道に信号機を設置した。

②冬期の大雪に引続く長雨のため道路の破損甚しきため、梅雨前後に例年の数倍の砂利を入れて道路の保全に努めている。

台帳の記載事項が事実とちがっていることを役場で見付けた時には御通知しますから、御来庁の上手続きをすませて下さい。  
なお事務組織後事務不馴れのため御不便の点もあることと思いますが、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

**「住民相談室」について**

皆さんの御便宜と、事務能率を上げるため正面玄関を入って右側に「住民相談室」を設け、皆さんの相談、陳情、苦情申立その他一切のお問合せ等は「住民相談室」で取扱つことにしています。  
諸手続、届出等「住民係」関係事務以外の御用件は正面「受付」へお申し出になつて相談室にお出下さい。

# もう一度選挙の意義を考えよう

統一地方選挙が行なわれてはや八カ月がすぎ。選挙に対する関心もややうすらいだ今日、県下のある町で、公明選挙を推進しようとする町民大会が開かれ、その決議案のなかに、買収供応の追放といったこととあわせ「選挙運動は、選挙運動員以外のものはやらない」「青年団や婦人会の会員は、選挙運動はやらない」といった項目があったそうである。

現在の汚れた選挙の実態をみるに、人は、その手を汚さないためには選挙運動から身を離さなければならぬと感ずるのかも知れません。

しかし、それではきれいな選挙を欲するあまり、民主政治の実現という選挙の本来の目的を忘れ、角をためて牛を殺すようなことになるのではないだろうか。

「政治化の時代」といわれるほど政治が生活のすみずみにまで浸透している現代においては、政治はわたしたちの大きな関心の対象とならざるをえないし、また、よりよい生活を望むならば、政治に對してわたしたちの意見をじゅうぶんに反映させなければならぬはずです。その点であるならば、選挙においてもわたしたちは、ただロボットのように投票に行くだけではなく、わたしたちの望む政治を実現するために積極的な行動をとらなければならないはずで、さういって、この町民大会でも、このような選挙の意義が理解され、さきあげたような項目は削られ、または修正されたということだ。

選挙という制度の本来の意義をもつ一度じっくりと考へてみたいものです。

## 選挙結果

本年執行された各選挙の結果を左のとおりお知らせします。

一、昭和三十八年四月九日執行  
参議院福岡県選出議員補欠選挙

当日有権者数 五、〇二三  
投票者総数 一、三八四  
投票率 二七・五五％  
有効投票数 一、三三六  
無効投票数 四八

候補者別得票数(届出順)  
日本社会党 小宮市太郎 一、〇〇六  
昭和維新連盟 栗山 清志 一七〇  
無所属 安部 正 一六〇

二、昭和三十八年四月七日執行  
福岡県知事及び福岡県議会議員一般選挙

当日有権者数 五、〇七〇  
投票者総数 三、八〇一  
投票率 七四・九七％  
有効投票数 三、七八一  
無効投票数 二一〇

候補者別得票数(届出順)  
日本社会党 う崎 多一 一、八二六  
無所属 鬼丸 勝之 一、九六五

同時選挙の県議会議員については無投票のため省略します。

三、昭和三十八年四月三十日執行  
遠賀村長及び遠賀村議会議員一般選挙

遠賀村議会議員一般選挙  
当日有権者数 五、二三八  
投票者総数 四、八九三  
投票率 九三・四一％  
有効投票数 四、八六七  
無効投票数 二六

候補者別得票数(当選人のみ)  
無所属 旗生重巳 三七〇  
仲野 馨 三四四  
柴田 涼 二七八・七六五

矢野速雄 二六五  
柴田貫蔵 一五七・七〇七

高崎重徳 二五七  
松井 清 二四四  
中村嘉六 二四三  
重広 新一 二四

小野周太郎 二二二  
有吉茂也 二〇九  
秦 宝一 二〇四  
近松庫義 一九二

柴田アキ 一九一・五二六  
毛利善夫 一八八  
池浦順一 一五七

遠賀村長選挙は無投票当選  
当選人 小川登一郎

四、昭和三十八年七月五日執行  
遠賀村農業委員会委員一般選挙

当日有権者数 二、八〇二  
投票者総数 二、一〇三  
投票率 七五・〇五％  
有効投票数 二、〇七二  
無効投票数 三二

候補者別得票数(当選人のみ)  
無所属 石松 薫 三四〇  
舛添義光 二四三  
太田末吉 二二五

古畑成久 二〇八  
森 末男 一八八  
柴田盛彦 一八七・〇二七

二村道徳 一八四  
柴田治美 一八一・九七二

安藤 智 一六五  
仲山頼夫 二二五

五、昭和三十八年十一月二十一日執行  
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

当日有権者数 五、一七四  
投票者総数 四、三七九  
投票率 八四・六三％  
有効投票数 四、三三九  
無効投票数 四〇

候補者別得票数(届出順)  
日本社会党 松本 七郎 二七八  
自由民主党 三原 朝雄 二、三〇九

無所属 西山権太郎 七  
日本社会党 多賀谷真稔 一六七  
自由民主党 野見山清造 五四  
日本共産党 田代 文久 二八七  
民主社会党 伊藤卯四郎 一五〇  
日本社会党 緒方 孝男 三〇四  
無所属 松岡 林造 〇

最高裁判所裁判官国民審査については省略します。

## 昭和三十九年成人祭について

恒例の村成人祭を左記要項により開催いたします。

一、期日、場所 昭和三十九年一月十九日(日) 自一〇・〇〇 至一二・〇〇

遠賀中学校講堂

二、行事 受付 九・三〇—一〇・〇〇  
式典 一〇・〇〇—一〇・三〇  
記念講話 一〇・三〇—一一・三〇 (講師交渉中)

中食 一一・三〇—一二・〇〇

三、当日の服装についてお願い

当日の服装については華美な服装(特に女性の訪問着用)でなく外出着とし、本村の新生活運動に協力して下さい。

四、対象者 昭和十八年一月十六日より昭和十九年一月十五日までの出生者

# 昭和39年度から固定資産税は どのように変わるか

## 固定資産再評価の理由とその内容

一、昭和39年度の固定資産税から固定資産の評価は、新しい評価の方法によって行なわれま

(1) 固定資産の評価が新しい評価の方法によることになったのは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて適正で均衡のとれた評価を行なう為のものであります。評価の方法が改められる事によ

て、従来の評価額とは変動が生ずる事となりますが、評価額の変動は、適正な評価というねらいから出てくるものであって、本来、負担の増大を求めようとするものではありません。

(2) 現在、土地、家屋及び償却資産の各資産を通ずる評価が極めて不均衡となっているのは、最近の著しい地価の騰勢に応じて土地の評価額が引き上げられなかった事によるものです。家屋や償却資産をもっている方は、その評価額が時価と余り相違ないものであると考えられましようが、土地、特に宅地を持っておられる方は、その評価額が時価を著しく下廻って、時価に比べれば五分の一とか、十分の一とかいような割合になっていることが、容易にお分りのことと思えます。同じ固定資産税として税金において、土地の評価額のみが低くてよいという理由はありません。したがって、適正な評価という点からいっても、適正な評価による負担の公平という点からいっても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておく事は許されません。そこでこのように新しい評価の方法によって、新しい評価の方法によって固定資産の再評価を行なう事となったのであります。

ては、固定資産の評価にあたって求められるべき固定資産の適正な評価とは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じ、正常な条件のもとにおいて取引される価格は土地については売買実例価格から導き出される取引価格、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格をそれぞれ基準として求める事となっています。

二、評価の結果起る税負担の変動は当然調整されます。

(1) 新しい評価方法のうち家屋及び償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異なるものではありませんので、評価額も、また、従来の評価額とあまり変動する事はありせん。ところが土地の従来の評価は、いろいろな理由によって評価額の引上げを抑えてきていますので、新しい評価方法による場合には、地目によって相違はありますがかなり引き上げられるものも出て参ります。しかし、土地の評価額が引き上げられるのは、引上げによって適正で均衡のとれた評価を確保する為のものであって、評価額の引上げによってそのまま負担の増大を求めようとするものではありません。土地の評価額が2ないし3倍になったり6ないし7倍になったとしても直ちにその負担が2ないし3倍とか、6ないし7倍になるというものではありません。負担の適正化は別添の細点を加えて考えられるべきものであります。故に評価額の変動の状況にみあって当然の税負担の調整が行なわれる事となっています。

(2) 現在市町村の評価事務は進行中ですので、残念ながら、また、土地家屋、償却資産の評価額がどのように変動するかについて正確な見通しを立てる事は出来ませ

ん。ただ、土地、特に宅地の評価額は相当引き上げられる事になるものと推定されます。そこで、具体的に土地、家屋及び償却資産の変動の状況がわかってくれば、その変動の状況にみあって固定資産税の税負担の調整が行なわれる事となります。

(3) 税負担の調整がどのように行なわれるかについては、現在税制調査会が鋭意調査検討をしていますが、その結論をまつて政府が措置の内容を具体的に定める事となりますが、今次の評価方法の改正が固定資産評価制度調査会の答申に基づいて行なわれる事となつたいきまつからみて、基本的に、固定資産評価制度調査会の答申の趣旨を尊重して行なわれる事になるものと考えられ、一応、税率の引下げと課税標準の特例とが併用される事となる事が予想されます。

(4) したがって、個々の納税者の方の負担が急激に増加する事はありせん。農地の評価額の上昇割合は少ないので税率の引下げが行なわれれば殆んど負担は変動しないものと考えられます。また、宅地の評価額はかなり引き上げられる事が予想されますが、家屋及び償却資産を通じてその負担に急激な変動の生じないように一定限度の負担に止められ、山林その他の地目についても負担の増加は一定限度に止められる事になるものと考えられます。

(5) 固定資産の再評価は、あくまでも、評価を適正にして公平な負担を求めようとするものであります。評価額の変動の状況によって、評価額の増加する者もありません。また、負担の増加する者もありません。しかし、負担の増加する者については、増加は、その納税者の納得出来る一定限度に止められる事となります。そのように、固定資産の再評価によって負担の変動が生ずる事となりますが、負担の調整が行なわれる事によって、大多数の納税者の負担には大きな変動が生じない事となります。したがって土地の評価額が5倍にも6倍にもなつたからといって、すぐに負担が5倍にも6倍にもなるということに考えられるとしたら、それは明らかに間違いです。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行ない、急激な負担の増加をもたらすことのないよう検討される事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるとか、10倍にもなるかという事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論だともいえます。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が4倍にも5倍にもなるということは絶対にありません。どうか、固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

## 所得税の青色申告について

青色申告の制度は正確な記帳をする納税者の育成を図るため設けられ、所得の計算や納税の手続のうえで色々の特典が与えられています。また普通の納税者（青色申告者に対して白色申告者と呼ばれています）と区別するため青色の申告書を提出することになっています。営業業者等

の事業所得者、不動産または山林所得者で新たに青色申告をしようとする場合は、その年の一月一日から一定の帳簿をそろえつけ、日々の取引の正確な記帳を継続するとともに3月15日までに青色申告承認申請書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

くわしいことは、税務署にお尋ね下さい。

# あなたは

## 住民登録をしていますが

「住民票は入学・進学・就職・相続・不動産売買・バイク等の免許証には必ず必要なものです」

心な手続がしてないので、これには係も閉口しています。若しあなたが住民登録を未だしないで住んでおれば大至急に手続をして下さい。

他の市町村から転入したり、村内で部落を移動した時は必ず住民登録の手続きをしなければなりません。その手続きを未だ済ましておられない方が時々おられますが、これらの人は、子供の入学や就職等必要な時に役場に来て「今日どこに住民票を持って行かん」と何々が駄目になるから今すぐ作って呉」と係に請求されるが、係としては必要なときは本籍地に照会しますので、その日に作ってやれないときがあります。このようなとき「税金は払いようが」とか「役場から何々の通知も来ているから俺が住んでいることは役場で判っている筈だ」等と係に泣きごとをオツシヤルが、肝

役場では住民登録を各種の台帳として使用していますので、大事な通知があなたに届かないようなことがあっても、後ではどうすることもできないときがありますので、必ず住民登録を済まして下さい。

### 住民登録のし方

- 1 遠賀村に転入したとき  
先ず最初に部落区長より住民移動届(役場にもあります)を貰い、住民移動届を持参の上役場住民係で住民登録をする。
- 2 村外転出するとき  
部落区長より転出先を明示した住民移動届を貰って役場住民係で転出手続きをする。



## マッチ・煙草の不始末に多い火事の原因

秋季全国火災予防運動が十一月二十六日から十二月二日までの一週間全国的に行なわれましたが、昨年一年間の全国の火災発生件数は四万八千九百八十六件と記録的なものとなり、四万四千五百むねの建物を焼失し、四百億円の損害額を生じました。また、この火災で二万六千名が災し、死者は八百五十名、負傷者、八千三百七十七名という人命を損傷しています。このような火災は、八〇割から九〇割が人の過失によって発生しており、わたしたちひとりひとりが、じゅうぶん注意することによ

って、大半の火災は防ぐことができます。火災の原因は、一番身近なマッチとたばこの不始末が多く、例年トップを争っています。また最近では、液体・ガス燃料器具による火災が増加していることが注目されます。このように火災の原因からみても、家庭のわずかな注意力で防ぐことができるのです。これから冬にかけては火災の一番多い季節ですが、家族一緒になって心を合わせ、みんな火の用心に心がけ、火災予防に万全を期していきたいものです。

## 規則を守って楽しい狩猟を

十一月一日から、ハンター待望の狩猟解禁になりましたが、この三月には狩猟法が改正され、とくに鳥獣の保護に重点がおかれ、適正な計画的狩猟が行なわれるよう配慮されています。これらの狩猟シーズンを明るく楽しいものとするために、つぎの点は固く守られるようお願いいたします。

### 狩猟する時の注意事項

- ◇狩猟警獣いがいの保護鳥獣を捕獲しないこと。
- ◇法定猟具いがいの猟具および禁止猟具を使用しないこと。
- ◇日の出、日没後および市街地、そのほか人家密集地域や人がたぐさん集まる所では、銃弾をしないこと。
- ◇一日の捕獲定数も厳守すること。
- なお、以上の制限事項に違反すると罰せられますのでご注意ください。
- また二十才未満の未成年者は、絶対に狩猟はできません。よく未成年者が空気銃をもってスズメやモズ(保護鳥)を撃っています。これは法律違反で、一年以下の罰金に処せられます。このような事実を見かけましたら、ぜひみなさま方で注意してやめさせるようにしてください。

## 陸海空自衛官募集中

- ◎受付期間 昭和三十八年十二月一日～昭和三十九年二月二十九日の間
- ◎応募資格 満十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子、学歴は問いません。
- ◎採用人員 二等陸士 約七、一〇〇名  
採用予定期日(入隊)一月、三月下旬  
二等海士 約一、三〇〇名  
採用予定期日(入隊)三月下旬  
二等空士 約一、六〇〇名  
採用予定期日(入隊)三月下旬
- ◎給 与 初任給 手取一〇、一〇〇円 衣食住国負担(実質給与 一三、〇〇〇円) 年一回昇給賞与 年三回 年間三、七五ヶ月分(三八、一〇、一ペアの予定)
- ◎身 分 特別国家公務員、十五年で年金が受給できま
- ◎身体合格基準 身長一五五センチ以上、胸囲は体重身長に相応するもの、視力・裸眼〇・六以上又は裸眼視力〇・一以上で矯正視力〇・八以上、その他の疾患伝染病・慢性疾患等のないもの、不具者でない者。
- ◎志願手続 市区町村役場又は自衛隊福岡地方連絡部北九州支所から志願票を受け、必要事項記入のうえ前記役所に提出指示を受けて下さい。細部については役場住民係又は自衛隊福岡地方連絡部北九州支所に問合せて下さい。

# 冬期における水道管の凍結及び破損の防止対策について

冬期になると水道管の凍結及び破損が発生し、給水に支障をきたしますので、左記事項留意の上事故の未然防止に御協力願います。

### 記

- 一、凍結に対し、くみ置き水の用意をしておく。
- 一、夜間等は、特に少しずつ水を出しておいて凍結を防ぐ。
- 一、水道管の露出部には、「ボロ」や「ナワ」等を巻き防護する。
- 一、水が出ないからと言って熱湯をかけないこと。

次に特に需用者に知ってもらいたい水道の規則を連記しましたので、よく覚えて下さい。

### 記

## 遠賀村簡易水道給水条例 (抜萃)

第六条 給水栓以外の給水設備は特に指示する部分の外、之に触れ又は、開閉する事は出来な

第十条 給水設備の新設、増設、変更、修繕及び撤去工事(以下「工事」という)をしようとする者はあらかじめ村長に申込みねばならない。

3 請求者で本村に現住しない者は管理人を選定し連署の上請求するものとする。設備後現住しないよつになつたとき亦同じ。

第十九条 給水の使用開始、中止又は廃止する場合は、前日迄に之を請求するものとする。

第三十五条 左の各号の一に該当したときは、第一号に付ては完納に至る迄第二号以下に付ては相当期間給水を停止する。

三、量水器の作用を妨害し、其の他給水料の捕脱を謀つたとき  
四、濫に給水設置の異動改造、又は増設を爲したとき  
九、本条令に定めた届出の手續きを怠り、又は虚偽の届出を爲したるとき

## 遠賀村簡易水道給水条例施行規則 (抜萃)

第四条 上水使用者は量水器を清潔に保持し装置の場所に点検又

## 行政相談委員を活用しましょう (行政管理庁からのお知らせ)

行政相談委員という名前を御存知でしょうか。

この名前をもつ人が昭和三十六年以来皆さんの住んでおられる市町村には必ずおられます。私達が毎日お世話になっている道路、鉄道、農地或は税金などはいずれも行政、つまりお役所の仕事になつていきます。この様なお役所の仕事は皆さんの生活のすみずみまで関係しているわけです。

ところでお役所サービスが悪いとき、たとえは窓口が不親切であるとか仕事が遅れすぎるとかいう時はどうしたらよいでしょうか？ 直接その窓口で苦情を持ち込んで解決してもらつのが一番手つとり早い方法です。しかし直接苦情を持ち込んできつぱり改められない、あるいは直接文句をいうのは気がひけるといふ場合もあるでしょう。こういう時、皆さんの不満をうけつけて解決して行くため設けられたのが行政相談委員の制度なのです。

は修理に支障を生ずべき物件を置いてはならない。  
2 前項により量水器の位置を不適当と認めたるときは、その位置を所有者又は使用者の負担をもって変更せしめることができる。

第九条 村長は次の場合に於ては給水管を切断することができ  
一、給水設備所有者が六十日以上所在不明でかつ使用者がないとき  
二、水道使用廃止の状態にあって将来使用の見込がないとき

行政相談委員へ相談したことは各県の行政監察局へ回されます、行政監察局は検討の上関係官庁に対し皆さんの苦情を伝えて解決することになっていきます。

つまり現在全国に二千六百九十名の委員がほとんどの市町村にあり、皆様の相談相手となつていられるわけです。昨年は全国約三万件以上のお役所仕事について苦情を受けつけ、その殆んどを解決しています。

とかく私達はお役所仕事についてはだまりがちなものですが、それではいつまでたっても私達の生活は明るくなりません。行政委員に遠慮なく相談して下さい。今後はこうしたよい制度を大いに活用して、行政面に皆さんの意見を反映させ、私達の生活を豊かにしてゆきたいものです。

尚本村行政相談委員は

遠賀村大字尾崎

高崎 博愛氏です。

## 昭和三十九年 消防団出初式

恒例の昭和三十九年遠賀村消防団出初式を左記のとおり開催します。

一、日時 昭和三十九年一月十五日(火)

二、場所 遠賀中学校々庭

役場の年末年始の休暇及び事務取扱についてお知らせ

休暇期間 本年十二月二十九日(日)から新年一月三日(金)まで

ただし戸籍事務のうち、出生届、死亡届等届出期間に定めのあるものについては、取り扱いをいたしますので直直へ申出下さい。

## 薬の正しい使い方

最近の医・薬学の発達はめざましく、連日新しい薬が研究され売りに出されています。

そこで県や村は薬事関係者の後援をえて、村民の皆さんに正しい薬の知識を普及し、保健衛生の向上と健康の増進を図つていきます。家庭で薬を用いる場合の注意を身体的にのべてみましよう。

### 薬を買う場合

- ① 薬は正規の薬局か医薬品販売業者から買うこと。
- ② 医師の処方箋により薬剤師に相談の上で買うこと。
- ③ 薬の表示や外箱に注意すること
- ④ 定価より不当に安い薬は信用できないこと。

### 薬を使う場合

- ① 薬は適量に。
- ② 使用法にしたがって正しく飲むこと。
- ③ 疑わしい薬は使わないこと。
- ④ 乱用をしないこと。